

議案第146号

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会の共同設置に関する協議について

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会共同設置規約案

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「関係府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人大阪について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会は、大阪府市公立大学法人大阪評価委員会（以下「評価委員会」という。）という。

(執務場所)

第3条 評価委員会の執務場所は、大阪市住之江区南港北一丁目14番16号大阪府咲洲庁舎内とする。

(組織)

第4条 評価委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、大学の教育、研究及び運営に関し識見を有する者その他適当と認める者のうちから、関係府市の長が協議により定めるものについて、大阪府知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ大阪市長（以下「市長」という。）と協議しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、評価委員会に専門委員

若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、関係府市の長が協議により定めるものについて、知事が任命する。

3 専門委員は、第1項の専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第8条 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第10条 評価委員会に要する経費は、関係府市が負担し、当該負担すべき額は、関係府市の長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係府市の長が協議して定める。

(予算)

第11条 評価委員会に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するも

のとする。

(決算報告)

第12条 知事は、評価委員会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない。

(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 大阪府は、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 評価委員会の庶務は、大阪府において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、関係府市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第 号）の施行の日から施行する。

平成29年 9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人評価委員会を大阪府と共同で設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 - 3 省 略

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。